

様式第 3 3 号の 2 ( 第 1 7 条関係 )

## 印刷製本請負単価契約書

1 契約の名称

2 履行場所

3 履行期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

4 発注限度額 円

5 種別及び契約単価 別紙のとおり

6 契約保証金

7 その他特定条件

(1) 契約単価には、印刷製本単価に 1 0 5 分の 5 を乗じて得た消費税及び地方消費税の額が含まれる。

(2) 印刷製本業務は発注者の印刷製本業務発注に基づき、受託者は速やかに印刷製本業務に着手しなければならない。

(3) 発注者の印刷製本業務発注が、発注限度額に達しない場合でも受託者は異議なく印刷製本業務を履行しなければならない。

上記の印刷製本請負について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

住所 埼玉県吉川市吉川二丁目 1 番地 1  
発注者

氏名 吉川市長

住所  
請負者

氏名

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲はその契約代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行を完了するために必要な一切の手段(「履行方法」という。以下同じ。)については、この約款及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責において定める。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約の履行に係る経費は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。

(単価契約における特例)

- 第1条の2 乙は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、甲の指示に基づいて随時履行するものとする。
- 2 甲及び乙は、この契約において、発注限度額を定めているときは、その額を超えて発注又は受注してはならない。
- 3 乙は、前各項の場合において、甲の指示によって発注限度額を超えることとなるときは、甲に対してその旨を通知し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(秘密の保持等)

- 第2条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 乙は、甲の承諾なく、成果物（未完成の成果物及びこの契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

（契約の保証）

第3条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない

2 乙は、成果物（未完成の成果物及びこの契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第4条の2 乙は、成果物（第27条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に対する乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾

なく自由に公表することができる。

- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物（この契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また第2条第2項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第5条 乙は、この契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（担当職員）

第7条 甲は、担当職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は第8条に定める乙の業務責任者に対するこの契約の履行に関する指示
- (2) この約款及び仕様書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務責任者との協議
- (4) この契約の履行の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行

## 状況の調査

- 3 甲は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、契約代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、担当職員に関する措置請求に係る書類及び別に仕様書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

### (業務責任者)

第8条 乙は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、この契約の履行の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

### (履行報告)

第9条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

### (業務責任者等に対する措置請求)

第10条 甲は、業務責任者又は乙の使用人若しくは第5条の規定により乙からこの契約の履行を委任され、若しくは請け負った者がその契約の履行の実施につき著しく不適當と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を乙の通知しなければならない。

(貸与品等)

- 第11条 甲が乙に貸与し、又は支給する委託業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
  - 3 乙は貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 4 乙は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
  - 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書と契約の履行内容が一致しない場合の修補義務)

- 第12条 乙は、この契約の履行内容が仕様書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、担当職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第13条 乙は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤謬又は脱漏があること
- (2) 仕様書の表示が明確でないこと
- (3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- (4) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

- 2 担当職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約の履行の中止)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の履行の中止内容を乙に通知して、この契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙がこの契約の履行の続行に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第16条 乙は、その責に帰すことができない事由により、履行期間内にこの契約の履行を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第17条 甲は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の事由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を乙に請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第18条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第19条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する

2 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担

する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

( 臨機の措置 )

第 20 条 乙は、災害防止又は盗難防止等 ( 以下「災害防止」という。 ) のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、あらかじめ甲又は担当職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲又は担当職員に直ちに通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙は、ただちに口頭にて報告し、後日通知することができる。

3 甲又は担当職員は、災害防止その他この契約の履行上、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

( 一般的損害 )

第 21 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他この契約の履行を行うにつき生じた損害 ( 次条第 1 項若しくは第 2 項に規定する損害を除く。 ) については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害 ( 仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。 ) のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

( 第三者に及ぼした損害 )

第 22 条 この契約の履行を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額 ( 仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。 ) のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他この契約の履行を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

( 契約金額の変更に代える仕様書の変更 )

第 23 条 甲は、第 6 条、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条、第 20 条から第 21 条まで又は第 26 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更

することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

( 検査及び引渡し )

第 2 4 条 乙は、この契約の履行が完了したときは、直ちに甲に対して、検査の請求をしなければならない。

2 甲は、前項の検査を請求されたときは、通知を受けた日から 1 0 日以内に、検査を完了しなければならない。

3 検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

4 第 2 項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、成果物が乙の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより甲に移転する。

5 乙は、第 2 項の検査に合格しない場合において、甲が期限を指定して修補を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、修補が完了したときは、第 2 項及び前項の規定を準用する。

6 前項の修補が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、甲は、履行期間経過後の日数に応じ、乙から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第 3 0 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

( 契約代金の支払 )

第 2 5 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 3 0 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間 ( 以下「約定期間」という。 ) の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

( 引渡し前における成果物の使用 ) )

第 2 6 条 甲は、第 2 4 条第 4 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

( 第三者による代理受領 )

第 2 7 条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 2 5 条の規定に基づく支払をしなければならない。

( かし担保 )

第 2 8 条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 2 4 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただしそのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことのできる期間は 1 0 年とする。

3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第 1 項の規定は、成果物のかしが仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

( 履行遅滞の場合における違約金等 )

第 2 9 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内にこの契約の履行を完了することができない場合においては、甲は、遅延違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第 2 5 条の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 . 4 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

( 談合等の不正行為に係る損害の賠償 )

第 3 0 条 本契約に関し、乙 ( 共同企業体の場合にあつては、その構成員 ) が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の業務委託料 ( 本契約締結後、業務委託料の変更があつた場合は、変更後の業務委託料 ) の 1 0 分の 1 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

( 1 ) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ( 昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。 ) 第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者で

ある事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89第1項に規定する刑が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する刑が確定したとき

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（甲の解除権）

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により履行期間内にこの契約の履行を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内にこの契約の履行を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第32条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると判断したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、乙は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（乙の解除権）

第32条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により、甲が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第15条の規定によるこの契約の履行の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止がこの契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分のこの契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第33条 甲は、契約が解除された場合においては、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失のより滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第31条の規定によるときは甲が定め、第32条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第34条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補足)

第35条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記（第8 - 3 関係）

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第1 この契約により、吉川市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(注) 個人情報の取扱いを行う事務の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。